

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第12回農業委員会総会議事録

令和6年6月25日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	11	齊藤 浩明	委員
	12	田中 裕二	委員

事務局 長	<p>只今から、第12回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16名中13名で、総会は成立しております。</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、11番齊藤委員さん、12番田中委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。 報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。</p>
	<p>番号1 土地の所在が幸町39番3外1筆、現況地目畑で、合計面積5,543㎡、届出者 訓子府町 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が平成17年8月14日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。 以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員 各 議 長	<p>———異議なし——— 報告事項第1号は原案どおり承認いたします。 報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規定による通知があったので、報告します。</p>
	<p>番号1 土地の所在が知来577番1外3筆、現況地目畑が24,359㎡、採草放牧地が907㎡、合計面積25,266㎡、契約期間は平成27年5月27日から令和7年5月31日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和6年3月29日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は売買です。</p>
	<p>番号2 土地の所在が朝日45番、現況地目が畑で面積7,408㎡、契約期間は平成20年12月26日から平成30年12月25日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和6年3月7日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p>
	<p>番号3 土地の所在が朝日64番4外1筆、現況地目が畑で合計面積12,699㎡、契約期間は平成20年11月28日から平成30年11月27日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和6年3月7日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p>
	<p>番号4</p>

土地の所在が富丘 300 番 2 外 12 筆、現況地目畑が 29,301 m²、採草放牧地が 14,245 m²、合計面積 43,546 m²、契約期間は平成 15 年 4 月 28 日から平成 20 年 11 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 6 年 3 月 7 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 5

土地の所在が朝日 87 番 2、現況地目が畑で面積 22,044 m²、契約期間は平成 20 年 5 月 27 日から平成 30 年 5 月 26 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 6 年 3 月 7 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 6

土地の所在が啓生 134 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 10,757 m²、契約期間は平成 28 年 12 月 28 日から令和 8 年 12 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 6 年 3 月 29 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 7

土地の所在が啓生 133 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 32,267 m²、契約期間は令和 4 年 3 月 30 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 6 年 3 月 29 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 8

土地の所在が西富 197 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 23,127 m²、契約期間は平成 27 年 5 月 27 日から令和 7 年 5 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 6 年 3 月 28 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 9

土地の所在が西富 178 番 2 外 6 筆、現況地目が畑で合計面積 46,697.73 m²、契約期間は平成 20 年 11 月 28 日から令和元年 11 月 27 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 6 年 3 月 28 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、承継人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 10

土地の所在が西富 211 番 1、現況地目が畑で面積 18,688 m²、契約期間は平成 19 年 5 月 31 日から平成 29 年 5 月 30 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 6 年 3 月 28 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、承継人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 11

土地の所在が西富 211 番 2 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 49,508 m²、契約期間は平成 20 年 4 月 25 日から平成 30 年 4 月 24 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和 6 年 3 月 28 日、通知者が、賃貸人●●●●さん、承継人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号 12

土地の所在が若里 509 番 2、現況地目が畑で面積 4,053 m²、契約期間は平成 28 年

1月29日から令和8年1月31日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和6年2月16日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号13

土地の所在が若里457番2外4筆、現況地目が畑で合計面積29,303㎡、契約期間は平成27年9月30日から令和7年9月30日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和6年2月9日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。

番号14

土地の所在が若里635番2外2筆、現況地目畑が29,815㎡、採草放牧地が25.9㎡、合計面積29,840.9㎡、契約期間は平成28年1月29日から令和8年1月31日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日が令和6年2月9日、通知者が、賃貸人●●●●さん、賃借人●●●●さん。解約後は賃貸借です。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
何か質問等、ありませんでしょうか。質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。

各 委 員 ———異議なし———

議 長 報告事項第2号は原案どおり承認いたします。

次に、議案の審議に入ります。

議 長 議案第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について

このことについて、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

番号1.

利用権の設定等を受ける者が、知来 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が知来577番1外5筆、現況地目現況地目畑が24,808㎡、採草放牧地が2,028㎡、合計面積26,836㎡です。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は2,000,000円、10㎡当たりの単価は75,000円です。あっせん会につきましては、令和6年4月19日から1回実施しております。

図面で説明いたしますと（1ページ）の土地です。

申請地につきましては、道道知来東線の北側付近の土地となります。

番号2.

利用権の設定等を受ける者が、浜佐呂間 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が東京都 ●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間230番1、現況地目が畑で面積55,001㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和6年6月26日から10年間、賃貸料は年額175,000円、10㎡当たり3,200円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和6年3月5日から2回実施しております。

図面で説明いたしますと（2 ページ）です。

申請地につきましては、国道 238 号線沿い、道道留辺薬浜佐呂間線付近の土地となります。

番号 3.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●、利用権の設定等をする者が朝日 ●●●●さん。土地の所在が朝日 45 番、現況地目が畑で合計面積 7,408 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 6 月 26 日から 10 年間、賃貸料は年額 22,000 円、10 ㍊当たり 3,000 円で、前回は 3,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 5 年 3 月 30 日から 4 回実施しております。

図面で説明いたしますと（3 ページ）の赤枠の土地です。

申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い、朝日武士 11 線付近の土地となります。

番号 4.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●、利用権の設定等をする者が朝日 ●●●●さん。土地の所在が朝日 64 番 4 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 12,699 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 6 月 26 日から 10 年間、賃貸料は年額 38,000 円、10 ㍊当たり 3,000 円で、前回は 3,600 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 3 月 30 日から 4 回実施しております。

図面で説明いたしますと（3 ページ）黄色枠の土地です。

申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い、朝日武士 11 線付近の土地、番号 3、5、6 の近隣地となります。

番号 5.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●、利用権の設定等をする者が朝日 ●●●●さん。土地の所在が朝日 33 番 1 外 29 筆、現況地目畑が 196,381 m²、採草放牧地が 12,208 m²、合計面積 208,589 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 6 月 26 日から 10 年間、賃貸料は年額 694,000 円、10 ㍊当たり 3,300 円で、新規のあっせん会です。あっせん会につきましては、令和 6 年 3 月 30 日から 4 回実施しております。

図面で説明いたしますと（3 ページ）青枠の土地です。

申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い、朝日武士 11 線付近の土地、番号 3、4、6 の近隣地となります。

番号 6.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●、利用権の設定等をする者が朝日 ●●●●さん。土地の所在が朝日 87 番 2 外 13 筆、現況地目畑が 51,345 m²、採草放牧地が 14,245 m²、合計面積 65,590 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 6 月 26 日から 10 年間、賃貸料は年額 306,000 円、10 ㍊当たり 4,700 円で、前回は 5,900 円と 4,500 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 3 月 30 日から 4 回実施しております。

図面で説明いたしますと（3 ページ）白枠の土地です。

申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い、朝日武士 11 線付近の土地、番号 3、4、5 の近隣地となります。

番号 7.

利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が啓生 ●●●●さん。土地の所在が啓生 134 番 1 外 1 筆、現況地目畑で、合計面積 10,757 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 6 月 26 日から 10 年間、賃貸料は年額 15,000 円、10 ㎡当たり 1,400 円で、前は 2,800 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 4 月 30 日から 2 回実施しております。

図面で説明いたしますと（4 ページ）の赤枠の土地です。

申請地につきましては、国道 333 号線沿い、中園 42 号線付近の土地となります。

番号 8.

利用権の設定等を受ける者が、共立 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が啓生 ●●●●さん。土地の所在が啓生 133 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 32,267 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 6 月 26 日から 10 年間、賃貸料は年額 45,000 円、10 ㎡当たり 1,400 円で、前は 3,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 4 月 30 日から 2 回実施しております。

図面で説明いたしますと（4 ページ）の黄色枠の土地です。

申請地につきましては、国道 333 号線沿い、中園 42 号線付近の土地、番号 7 の近隣地となります。

番号 9.

利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が西富 178 番 2 外 8 筆、現況地目が畑で合計面積 69,824.73 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 6 月 26 日から 10 年間、賃貸料は年額 325,000 円、10 ㎡当たり 4,700 円で、前は 5,700 円と 4,800 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 4 月 26 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（5 ページ）です。

申請地につきましては、若里基線沿い、佐呂間富丘間道路付近の土地となります。

番号 10.

利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が宮前町 ●●●●さん。土地の所在が西富 211 番 1 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 70,196 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 6 月 26 日から 10 年間、賃貸料は年額 460,000 円、10 ㎡当たり 6,600 円で、前は 5,900 円と 7,100 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 4 月 26 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（6 ページ）です。

申請地につきましては、佐呂間墓地線付近の土地となります。

番号 11.

利用権の設定等を受ける者が、若里 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が幸町 ●●●●さん。土地の所在が若里 509 番 2、現況地目が畑で 4,053 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 6 月 26 日から 10 年間、賃貸料は年額 12,000 円、10 ㎡当たり 3,000 円で、前回は 3,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 2 月 15 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（7 ページ）の赤枠の土地です。

申請地につきましては、若里 9 号道路付近の土地となります。

番号 12.

利用権の設定等を受ける者が、若里 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が西富 ●●●●さん。土地の所在が若里 509 番 8 外 1 筆、現況地目が畑で合計 8,667 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 6 月 26 日から 10 年間、賃貸料は年額 26,000 円、10 ㎡当たり 3,000 円で、前回も 3,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 2 月 15 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（7 ページ）の黄色枠の土地です。

申請地につきましては、若里 9 号道路付近の土地、番号 11 の近隣地となります。

番号 13.

利用権の設定等を受ける者が、富富士 ●●●●、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里 635 番 2 外 2 筆、現況地目畑が 29,815 m²、採草放牧地が 25.9 m²、合計面積 29,840.9 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 6 年 6 月 26 日から 10 年間、賃貸料は年額 80,000 円、10 ㎡当たり 2,700 円で、前回も 2,700 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 2 月 15 日から 1 回実施しております。

図面で説明いたしますと（8 ページ）です。

申請地につきましては、若里基線道路付近の土地となります。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。

何か質問等、ありませんでしょうか。

大澤委員 番号 3・4・5・6 にて、10 a 当たりの賃貸料に差があるのはなぜですか。

渡部委員 ●●●●さんの土地において、河川側は水はけが良い土地、山側は湿気る土地であるため、どうしても差が出ます。

議長 ほかに質問はありますか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。

各委員 〃〃〃異議なし〃〃〃

議長 議案第 1 号は原案どおり決定いたします

議案第 2 号現況証明願について

事務局 このことについて、事務局の説明を求めます。

議案第 2 号 現況証明願について

下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。

番号 1.

土地の所在が東 60 番 7、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地、面積 64 m²、所有者 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。

図面で説明いたしますと、(9 ページ) です。申請地は、東 25・26 号道路沿いの土地となります。

番号 2.

土地の所在が若里 270 番 1 外 2 筆、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は山林、面積 16,743 m²、所有者 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。

図面で説明いたしますと（10 ページ）です。

申請地は、若里北幹線道路沿い、若里西 1 1 線道路付近の土地となります。

	<p>番号 3. 土地の所在が仁倉 525 番 2 外 10 筆、公簿地目が畑と牧場、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地、合計面積 17,802 m²、所有者 ●●●●さん、願出人札幌市 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと（11 ページ）です。 申請地は、仁倉 7 線道路付近の土地となります。</p>
議 長	<p>以上です。 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
議 長	<p>番号 2 は、かなり木が成長しているので、本来は転用違反になるので、所有者には、気を付けてと注意して欲しい。</p>
青野委員	<p>農地の賃貸・売買は公社へ報告することとなりますが、その他の今回提案のあった現況証明などは公社へ報告することとなりますか。</p>
事務局 長	<p>農地の賃貸・売買は公社へ報告することとなっておりますが、他の案件については、何も説明は無いので、そのまま地域の農業委員会にて可否決定することになる予定。</p>
議 各 委 員 長	<p>他に質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし———</p>
議 各 委 員 長	<p>議案第 2 号は原案どおり決定いたします。 その他</p>
議 事 務 局 長	<p>農地パトロールは、いつ予定していますか。 総会の前日の 8 月 28 日（水）の午前中を予定。 集合時間については、パトロール先により午前 10 時前後になる予定。</p>
各 委 員 長	<p>———異議なし———</p>
各 委 員 長	<p>11 月 25～26 日で、今年度の道内研修を計画しているので、8 月の総会までに視察先を委員から提案願います。 各委員さんの方から何かありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>———ありません———</p>
各 委 員 長	<p>なければ第 12 回農業委員会総会を終ります。</p>

